

歳末たすけあい事業の申請受け付けが始まります

申請期間：令和8年9月18日（金）～令和8年10月9日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

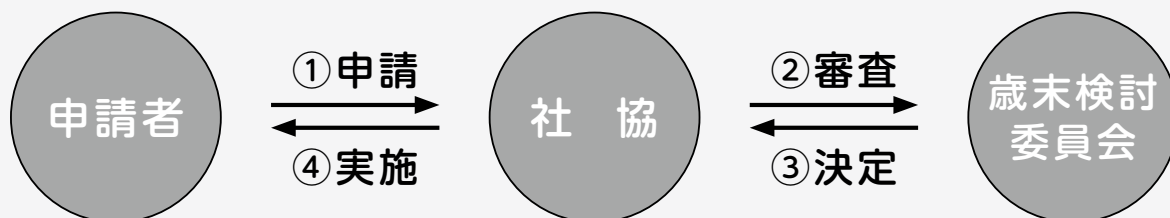
申請方法：松伏町社会福祉協議会（ふれあいセンター2階）に
来所いただき、申請書にご記入ください。
来所が困難な場合は、担当地区の民生委員さんへ
ご相談いただくか、郵送による申請も受け付けて
おります。まずは電話にてご連絡ください。



連絡先：048-991-2700

注意

※この事業を申請し利用するには、歳末たすけあい運動援護金検討委員会の審査がありますので、必ずしも利用できるとは限りません。
検討委員会で審査を行い、援助世帯を決定します。次の1～3の事業を重複して利用することはできません。



■歳末たすけあい各事業及び申請できる要件は次のとおりです。

1. 歳末大掃除事業

【内 容】ご自宅の一部の掃除を援助します。

【対 象】町内在住の令和8年度社協会員世帯で町民税が非課税の世帯の方であり、申請する住所
地に住居の実態があり、次のいずれかに該当する方

※生活保護受給世帯・世帯分離は除きます。

① 松伏町で障害福祉サービス支給決定を受け、障害支援区分2以上のひとり暮らしの方

② 松伏町で介護認定を受け、要介護度2以上の65歳以上のひとり暮らしの方
（昭和36年12月31日以前に生まれた方）

③ 75歳以上の高齢者のみの世帯の方（昭和26年12月31日以前に生まれた方）

【自己負担】2,000円

【添付書類】障害福祉サービス支給認定を受けている方……障害福祉サービス受給者証のコピー
介護認定を受けている方……介護保険被保険者証のコピー
75歳以上の方……氏名・住所・生年月日が確認できる書類のコピー

※応募多数の場合は、昨年度本事業を利用していない世帯を優先し、抽選とします。

2. ひとり親家庭図書カード配布事業

【内 容】ひとり親家庭に、図書カード（対象の子1人3,000円分）をプレゼントします。

【対 象】町内在住の令和8年度社協会員世帯で平成20年4月2日以降に生まれた子（未就学児を
除き、就学中に限る）を育てているひとり親家庭 ※生活保護受給世帯を除きます。

【添付書類】児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給者証のコピー。

※上記書類がない場合は、ひとり親家庭だと証明できる書類のコピー。

3. 新生児絵本配布事業

【内 容】2歳児までの新生児へ絵本（対象の子1人2,000円相当分）をプレゼントします。

【対 象】町内在住の令和8年度社協会員世帯で、令和6年9月1日から令和8年8月31日に生ま
れた子のいる世帯

【添付書類】氏名、住所、生年月日が確認できる書類のコピー（例：子ども医療受給者証のコピー）

社協会員はいつでも受付しています。個人でも申込みできます。（一般 1口／1,000円）